

はじめに

2016年の定款・規定変更から4年が経過し、現在そして今後の運営をスムーズに行う為に今回定款・規定の変更について検討することとなりました。

定款・規定変更の流れ

- 1.理事会により可決承認
- 2.総会にて決議（9月）
- 3.正会員の3分の2以上の賛成により審議可決される

定款第28条9項・第34条2項・第38条

定款・規定変更の目的

- 1.役員変更のタイミングを2月総会から1月1日にすることで年明け・新年祝賀会でも
実際は予定者である状態を解消することができる。
- 2.災害時等発生により事業を行えない場合、会費の一部返還を行えるようにする。
- 3.災害時等発生した時、例会・総会について柔軟に対応できるようにする。
- 4.副理事長の人数を5名以内から6名以内へ変更し、室長も副理事長にできるようにする。
- 5.その他

第5回理事会からの変更点（5月23日）

4 会員資格規定

第5条4 返還の方向で進める 税理士に確認の上問題が無いため

第6回理事会からの変更点（6月9日）

3 役員選任規程

1 定款

第8条 還付の決定方法を変更 予算に関わる内容の為、理事会ではなく総会の決議に変更

第7回三役会からの変更点（6月23日）

1 定款

第8条 3 4 会員資格規定に記載

5.庶務規程

第7条2 削除

青森県商工政策課への確認（6月25日）

担当者：葛西久美子 様

メールにて定款・規程を送付の上、内容を確認頂いたところ問題ないとの返答を頂いた。

第7回理事会からの変更点

無し

第8回三役会からの変更点

3.役員選任規程

第3条4 「得票数が同数の場合に於いては入会歴が長い方を優先順位とする。」を追加。

変更点まとめ

1.定款

第6条

『(その日に役員である者にあつては、当該事業年度に関する通常総会の終結の時)』を削除

第13条 2

5人以内を6人以内に変更

第15条 1

『理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する第29条第3項の通常総会の終結の時までとし、再任されることを妨げないものとする。』を

『理事の任期は、選任された事業年度の翌年1月1日から12月31日までとし、再任されることを妨げないものとする。』に変更

第15条 2

『監事の任期は、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第29条第3項の通常総会の終結の時までとし、再任されることを妨げないものとする。』を

『監事の任期は、選任された事業年度の翌年1月1日から翌々年12月31日までとし、再任されることを妨げないものとする。』に変更

第46条

本会議所は、原則として毎月1回例会を開催する。ただし、例会を開催できないことについてやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。に変更

3.役員選任規程

第3条 4

前項以外の選考委員は、毎年7月例会に於いて理事長並びに正会員たる理事長経験者を除く、正会員中より3名連記の無記名方式による選挙を行い、上位得票者より就任する。また、得票数が同数の場合に於いては入会歴が長い方を優先順位とする。に変更

第8条

『選任された次年度役員予定者は翌年2月通常総会終了をもって、正式に本会議所の役員となる。』を

『選任された次年度役員予定者は翌年1月1日より正式に本会議所の役員となる。』に変更

第9条 2

『年度中途に於いて選任された役員の任期は2月通常総会終了迄とする。』を

『年度中途に於いて選任された役員の任期は当該年度の12月31日迄とする。』に変更

4.会員資格規定

第3条 5

『但し、やむを得ない理由により例会が開催されない場合においては3ヶ月間に1回の例会参加について免除することができる。』を追加

第5条 4

災害等社会情勢によるやむを得ない理由により事業活動を行えない場合、総会の承認により会費の一部

返還をすることができる。を追加

5.庶務規程

第7条 削除